

○ 2次選定条件項目

1. 2次選定手順

2次選定では、1次選定により抽出された10メッシュの中から候補地に適した法律的及び物理的に除外されない地域を調査・検討した後に、狭域ネガティブマップ、狭域ポジティブマップを作成し、その重ね合わせにより候補地を選定する。ここでは1次選定で選定された10メッシュ内の土地に対してマップの重ね合わせから5箇所程度の候補地を抽出する。

2次選定実施手順は、図5-1のとおりである。

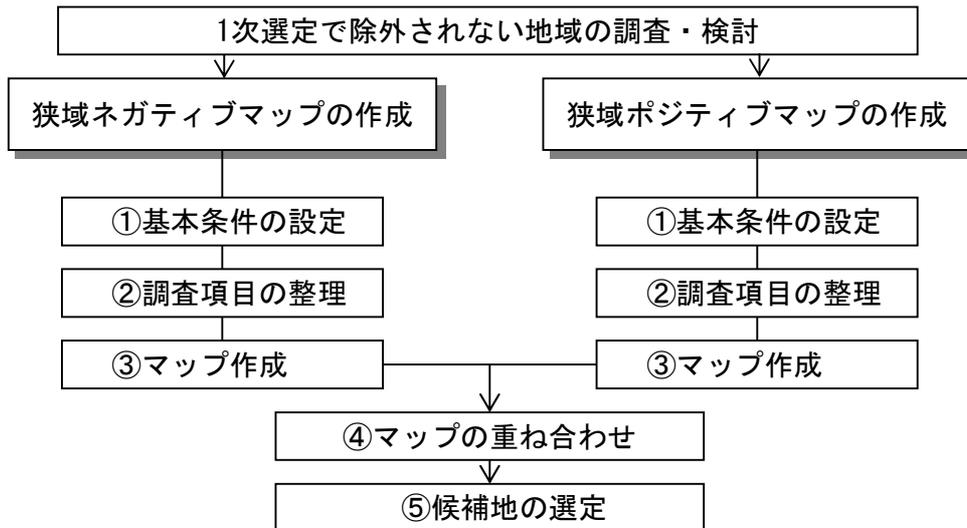


図5-1 2次選定実施手順

2. 狭域ネガティブマップの作成

○ 狭域ネガティブマップの作成における基本条件

1) 住宅から一定距離以内にある地域は候補地から除外

良好な住環境が形成されている地域に配慮し、住宅から半径100m以内^{※)}の地域は候補地から除外する。

2) 文化・教育・福祉・医療・保健施設から一定距離以内にある地域は候補地から除外

文化・教育・福祉・医療・保健施設が整備されている地域に配慮し、これらの施設から半径100m以内^{※)}の地域は候補地から除外する。

3) 観光施設から一定距離以内にある地域は候補地から除外

観光客が集う観光地から半径1km以内の地域は候補地から除外する。なお、ここでいう半径1kmとは、一般的な徒歩の移動圏(15分程度)から設定したものである。

※) 半径100m以内は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」を準用

3. 狭域ポジティブマップの作成

○ 狭域ポジティブマップの作成における基本条件

1) 主要道路からの距離が短い地域を優先的に選定

候補地選定にあたっては、施設からできるだけ短い距離で主要道路へ接続できる地域を選定することが重要となります。したがって、本調査においては、主要道路（国道、県道、安房グリーンライン）からの距離が一定距離以内（500m）にある地域を優先的に選定する。

2) 河川からの距離が短い地域を優先的に選定

整備する処理施設からは、処理水を公共用水域へ放流する必要があるため、候補地選定にあたっては、施設からできるだけ短い距離で河川等に放流できることが、施設整備及び維持管理上優位となる。したがって、本調査においては、河川からの距離が一定距離以内（500m）にある地域を優先的に選定する。

4. 2次選定候補地の選定

2次選定候補地は、狭域ネガティブマップと狭域ポジティブマップの重ね合わせたもので、各々の条件を満たす区域の中で、平地が 10,000 m²程度確保できる場所を 2次選定候補地として抽出する。